# 第30回入札制度等監視委員会議事録

#### 1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成22年12月22日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで
- (2) 場 所 西庁舎 12階 講堂
- (3) 出席者

#### ア委員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 齋藤玲子 田崎由子 橘あすか 芳賀一英藤田一巳 森岡幸江

# イ県側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹 土木部次長 建設産業室長 建設産業室主幹

教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課課長補佐

県中建設事務所主幹兼事業部長 会津若松建設事務所主幹兼建築住宅部長

喜多方建設事務所主幹兼建設住宅部長 南会津建設事務所建築住宅部長

山口土木事務所長 耶麻農業高等学校事務長 田島高等学校主幹兼事務長

県中地方振興局出納室長 会津地方振興局出納室主幹兼副室長 南会津地方振興局出納室長

## (4) 次 第

ア開会

### イ 議事

- (7) 報告事項
  - a 県発注工事等の入札等結果について(上半期分・第2四半期分)
  - b 総合評価方式の実施状況について
  - c 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について
  - e その他の報告事項について
- (イ) 審議事項
  - a 抽出案件について
- (ウ) 各委員の意見交換
- (エ) その他

ウ閉会

## 2 発言内容

# 【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから第 30 回福島県入札制度監視委員会を開会いたします。 議事につきまして、美馬委員長よろしくお願いいたします。

## 【美馬委員長】

それでは、これより議事に入ります。まず、本日の議事の進め方について協議したいと思います。後ほど注意事項として若干説明する点はございますが、本日の報告事項が4件、審議事項が1件、合計5件につきましては公開で行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

## 【美馬委員長】

御異議がないものと認め、そのように決定いたします。それでは始めに、報告事項ア「県発注 工事等の入札等結果について」です。事務局、ご説明願いします。

## 【入札監理課主幹兼副課長】

(資料1及び資料1-1により説明)

# 【美馬委員長】

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質問等ございますか。

昨年度の上半期に比べて、最低制限価格を上げたことにより、落札率は上昇しているということでございます。業務委託については、基本的に昨年度と同じような傾向だということです。いかがですか、よろしゅうございますか。

それでは、報告事項イに移りまして、「総合評価方式の実施状況について」です。事務局説明

願います。

## 【入札監理課長】

(資料2により説明)

#### 【美馬委員長】

ありがとうございました。ただいま報告のあった件につきまして質問等があればお願いしたい と思います。

内容的には、おおむね順調ということですね。

#### 【入札監理課長】

評価項目の加算点の状況などにつきましては、特に大きく変化している部分はございません。 ただ、先ほど申し上げましたように、価格の逆転件数が特別簡易型で増加しているということが ございまして、特別簡易型は、どちらかというと金額が低い工事が対象となっている案件でござ いますので、評価の得点のウエイトや価格のウエイトなどについて、このような状況が今後も続 くのかどうか、その辺も含めて今後とも分析検証は必要と考えています。

# 【安齋委員】

前回の建設関係団体等からの意見聴取の中で聴いたことなどを参考にして、配点の割合や評価基準の見直し等については、事務局としてまだ検討はしていないですか。

#### 【入札監理課長】

今ほど安齋委員からお話がありましたような点も含めまして、まずは入札結果等を分析した上で、いろいろと検討していかなければならないと思っております。

## 【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

# 【安齋委員】

はい。

#### 【美馬委員長】

他にいかがですか。

各企業の加算点の点数が上がってきているということは、加算点の評価項目に対しての努力を 各企業がしているということですよね。総合評価方式を採用している限り、それは望ましい方向 ということになります。ただ、逆転現象が起きて、その結果、落札者が大手の企業に集中しない のかという心配はありますけれども、総合評価方式の趣旨は活かされているということかと思い ます。他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、3 番目の報告事項ウ「入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について」です。 事務局説明願います。

### 【入札監理課長】

(資料3により出納局所管分も含めて説明)

## 【美馬委員長】

ありがとうございました。ただいまの報告の件につきまして、ご質問等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、4番目の報告事項エ「その他の報告事項について」です。事務局説明願います。

# 【入札監理課長】

(資料4により説明)

#### 【美馬委員長】

ありがとうございました。入札に関するミスの問題であります。再発防止には是非力を入れていただきたいと思います。何かご質問等ございますか。

## 【安齋委員】

この事例は新聞で見たときに驚きました。これは、チェックをすることにはなっていると思いますが、チェックをまったくやらなかったのですか。

## 【入札監理課長】

チェックは行っていたのに、くじとなった関係もあり、気がつかないままに、そのまま通ってしまったということだと思っております。

### 【安齋委員】

順序からすれば、最低制限価格をチェックしてから決定することになりますよね。

## 【入札監理課長】

はい。ヒューマンエラーということになるかと思いますが、例えば、システム等に入力しての チェックというようなことまではしておりませんで、人間の目で確認しておりましたので、そこ で見落としてしまったのだろうと考えてございます。

## 【美馬委員長】

よろしゅうございますか。気をつけていただきたいと思います。

#### 【藤田委員】

ただいまの件ですけれども、マニュアルのようなものは、きちんと現場に行き渡っているので しょうか。

#### 【安齋委員】

チェックリストで対応すれば良いですよね。

#### 【入札監理課長】

開札のマニュアルやチェックリスト等もあるのですが、発生してしまったということでございます。

# 【美馬委員長】

なかなか体制だけでは解決が難しいものかもしれません。よろしゅうございますか。 それでは、審議事項ア「抽出案件について」です。

本日の抽出案件につきましては、前々回の委員会で決定しましたとおり、元請・下請関係の適正化という大きなテーマの下で、今回は、下請比率の高い案件について抽出いただきました。ただ、冒頭に申し上げましたとおり、今回ここで抽出案件について検討するのですが、実際の下請契約金額、下請比率、下請業者名といった下請契約に関する具体的な情報については、民間企業同士の契約内容であることから、福島県入札制度等監視委員会の会議の公開等に関する取扱要領第2条第1項の「公開することにより、法人又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる場合」に該当し、本来は非公開とすべきものと考えられます。したがいまして、本日、各委員のお手元には、非公表の資料として関係資料が配布されておりますが、実際の下請契約金額や下請比率等につきましては、直接言及しない形で審議を進めることにしたいと思います。よろしくお願いします。この形でよろしゅうございますね。

(異議なし)

# 【美馬委員長】

御異議がないものと認め、そのような形で審議をいたします。それでは、抽出された委員から 抽出理由の説明をお願いします。齋藤委員、田崎委員の順番で説明をお願いいたします。

#### 【齋藤委員】

抽出テーマとして下請比率が高い案件ということでございましたので、案件番号 1、これが最も比率が高かったということがございました。また、案件番号 1 については、落札率が高かったということ、入札参加者数が 1 者だったということ、一次下請業者数も 1 者だったということで、何か特別な要因等があるのかなと思いまして選びました。それから、私が選んだものは、案件番号 3 と案件番号 5 なのですが、これらはほぼ同じような要素で選びまして、契約金額が大きかったということ、入札参加者数が多かったこと、そして一次下請業者数が多かったということで、公共工事の経済的効果が波及しやすい形として良い例ではないかなというふうに思いまして選びました。以上です。

# 【田崎委員】

私が抽出したのは、案件番号 1、2、4 です。案件番号 1 については、齋藤委員と同じように、落札率が最も高かったという点と下請の比率が 75 %以上ということで高かったということです。それから、案件番号 2 については、落札率も高いですが、やはり、下請比率が 50 %以上で高く、二次下請もあったという点で選びました。抽出案件 4 については、最低制限価格を下回ったことにより 4 者が失格となったいうことで、最低制限価格は以前より上がっていると思うのですが、それにしても、入札金額が結構高い割には失格になっているのだなという感じがしましたので、ご提案いたしました。よろしくお願いします。

### 【美馬委員長】

ありがとうございました。理由については、よろしゅうございますね。それでは、抽出案件について、それぞれ説明願いたいと思います。それでは、1番目、山口土木事務所の案件について説明してください。

## 【山口土木事務所】

(資料5により説明)

#### 【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について、まずは、ご質問をお受けしたいと思います。そして、意見交換につきましては、5件すべてが終わった段階で行いたいと思います。

この案件については、入札参加者が1名と非常に少なかったのですが、その理由についてはどのように考えておりますか。

#### 【山口十木事務所】

工事現場が、南会津建設事務所管内の西の端で、宮下土木事務所管内との境に近い位置でございまして、場所的に遠いということから、労働者の移動時間等に時間がかかるなどということで1者のみであったと考えてございます。

# 【美馬委員長】

抽出理由の中でも出てきたのですが、落札率が非常に高いということについてはいかがですか。

#### 【山口土木事務所】

私どもが推定するには、施工者が現場の状況を見ながら、このぐらいの金額であればできるだろうという価格で入札したものと思っております。

## 【美馬委員長】

そうですか。何か、ご質問ございますか。

## 【安齋委員】

参考までに、この案件では、入札参加可能業者数は何者ぐらいありますか。

#### 【山口土木事務所】

全部で33者でございます。

#### 【美馬委員長】

地域要件は管内ということでしたよね。他にいかがですか。よろしゅうございますか。 それでは、2番目の案件、会津若松建設事務所の案件についてご説明願います。

## 【会津若松建設事務所】

(資料5により説明)

### 【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件については、下請比率が 50 %以上 75 %未満ですよね。この下請比率は妥当なところなのですか。

## 【会津若松建設事務所】

建築工事に関しまして、元請がどのようなことを行うかを申し上げますと、主に工事の施工管理といたしまして、施工方針や工法を定めまして、工程管理や各種施工調整を行うというのが一般的になっております。この工事に関しましては、その他に、元請がシャッター設置箇所の既存天井の解体撤去や養生の仮設工事等も行っておりますので、一般的な建築工事よりは若干低めなのかなというふうに考えてございます。

# 【美馬委員長】

そういった案件については、ほとんどを下請の方に施工させるのが通常のやり方ということで すね。

### 【会津若松建設事務所】

建築工事の場合は、一般的にそのようであります。

#### 【美馬委員長】

はい。そういうことのようでございますが、いかがですか。

## 【田崎委員】

工事概要の記載を見て、そんなに難しい工事ではないのかなと思ったのですが、下請の業者さんが 4 者ということで、難しい工事なのか、あるいは、特殊なものが何かあったのかというような点についてお聞きしたいと思います。

## 【会津若松建設事務所】

今ほども申し上げましたように、建築工事に関しましては、複数の工種から成る工事になっておりまして、元請業者は、各工種の作業員を社内に確保しているわけではないのです。そのため、それぞれの専門業者に下請をさせているというのが一般的なやり方となってございます。ですので、簡単か簡単ではないかということではなくて、一般的に、下請業者にお願いしているというところでございます。

## 【美馬委員長】

それほど難しくないとはしても、入札者が3者ですか。ちょっと少なかったようにも思うのですが、そこのあたりには何か理由がありますか。

# 【会津若松建設事務所】

工事の入札時期が、9 月になっておりまして、他の複数の建築工事の入札が集中しており、各業者は、確保できる技術者数や設計金額の多寡等を考慮して、参加する入札の選定、絞り込みを行ったものと思われます。

# 【美馬委員長】

他にご質問いかがですかね。

# 【森岡委員】

ただいまのお話で、元請と下請というのがとてもよくわかりやすかったのですけど、例えば、 下請の場合、例えば、電気設備工事とかだと、工事の材料費等も全て含めて下請がやるようにな ると思うのですが、その際に、元請が設計したものとの単価がやはり同じようになっていくもの なのでしょうか。

#### 【美馬委員長】

ここのあたりどうですかね。下請に全て任せたときに、元請の契約どおりに実行されるかどうか。

## 【会津若松建設事務所】

設計等に関しましては、発注者側がやっております。元請と下請の間では、お互いの契約の中でその金額でできるかどうかということで、元請と下請が契約するということとなります。

## 【美馬委員長】

材料というものについては、問題がないか、要するに下請に全部まかせた時に、ひょっとしたら元請が考えた物と違うというような事態が生じないかということですけど、いかがですかね。

# 【会津若松建設事務所】

額の問題ですか。

# 【美馬委員長】

額じゃなくて、品質とかそういうの。

## 【会津若松建設事務所】

品質はですね。品質に関しましては、発注者側が、設計書どおりに行っているかどうかという ことを確認しておりますので、品質に関しては私共できちんと管理をしているということです。

# 【美馬委員長】

元請の方で最終確認はするということで、その心配はないということですね。

# 【会津若松建設事務所】

発注者で確認します。

#### 【美馬委員長】

発注者側ですね。

よろしゅうございますかね。

休憩時間を予定していましたけど、まだ、時間がありますので、3 番目、県中建設事務所の案件についてご説明願います。

## 【県中建設事務所】

(資料5により説明)

#### 【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件は、1 つは、下請比率が 50 %、あと、下請業者も 8 者と割合に多いということだと思いますが、そういう面でこの工事は下請に出さなきゃならない難し

い工事が含まれているのかどうか、そこのあたりを含めてご説明願いたいと思います。

#### 【県中建設事務所】

今回の工事でございますが、概要に記載されておりますとおり、土工が 15 万立米ということで、掘削、つまりは、大規模土工となっております。

また、ここに明記されておりませんが、道路を横断する、市道のボックスカルバート、これも 2箇所ほど設計に計上されてございます。そういったことで、専門的な業者の力を借りて、より 効率的に品質の高いものを完成させるということで、今回、下請を利用するという状況でございます。

## 【美馬委員長】

ありがとうございました。あと、落札率については、85 ~ 86 %で要するに集中しているという問題もあり、そして、業者もそれなりに多かったのですが、あまり開きがないということは、計算が割合に簡単にできるというような問題があるのでしょうか。

### 【県中建設事務所】

今回は、主なものとしては、先程ご説明しました、土工に関する掘削土と、当然、盛土も入ってございます。内容的には、機械で施工することが大部分にございますので、比較的、容易に積算が出来ます。

それから、ボックスカルバートでございますが、こちらも図面に従って積算できます。このように、積算上は高度でないということで、今回、金額的に近い中で、積算可能だったのかなと推察しております。

# 【美馬委員長】

どうも、ありがとうございました。他にご質問いかがですか。

## 【齋藤委員】

偶然かもしれませんが、入札参加者数が8者で、一次下請業者数者も8者ということで、これは重複しているということになるわけですか。

# 【県中建設事務所】

当工事は、同じ路線の工事ということで、同時に入札を執行したということで時期的に重複したということになります。

## 【美馬委員長】

要するに、ここに入札した企業は同時に下請にもなっているということですか。

# 【県中建設事務所】

下請にはなっておりません。

# 【美馬委員長】

下請にはなっていないということですか。今の回答の意味が分からなかったのですけども。ポイントとなりますのは、入札者8者、下請業者も8者ということになっているため、ひょっとしたら同じ会社なのではないかと思いました。

#### 【県中建設事務所】

偶然な数でありまして、当然、そういう形にはなっておりません、別な会社でございます。別な会社ということです。

# 【美馬委員長】

齋藤委員、よろしゅうございますね。

他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、4番目の案件、田島高等学校の案件についてご説明願います。

### 【田島高等学校】

(資料5により説明)

# 【美馬委員長】

ありがとうございました。この事業は、下請が 9 者と結構多いのですが、そこのあたり、何か 理由がありますか。

# 【南会津建設事務所建築住宅部長】

下請業者の数が多いということにつきまして、説明させていただきます。

この工事は、耐震性能の劣る既存の高等学校の校舎に耐震要素となる鉄骨ブレースを取り付け

たり、あるいは耐震壁という鉄筋コンクリートの壁を増設する工事であります。そのためには、 通常、学校の校舎の壁の一部を一度解体しまして、そこに、新しく鉄筋等を挿入しまして、耐震 要素を加えるという非常に難易度の高い工事になります。そのために、先程の会津若松の事例に もありましたように、それぞれ細かい専門の工種がありますので、解体、鉄筋の加工、それから 鉄骨ブレースの設置等、工種が多岐に渡るものですから、9者の下請業者の選定となっておりま す。

## 【美馬委員長】

どうも、ありがとうございました。そういうことのようでございます。何かご質問ある方、どうぞ。

## 【田崎委員】

案件の中で私が聞きたいと思ったのは、4者が最低制限価格を下回ったという理由で失格となった事なんですが、その最低制限価格がこの案件は結構高いのではないかということと、4者が最低制限価格を下回っているということは価格自体はどうだったのかを聞きたいと思いましたので、回答よろしくお願いします。

#### 【美馬委員長】

最低制限価格の設定が高すぎるのではないかということですが、いかがですか。

#### 【入札監理課長】

最低制限価格の設定方法等については公表できませんので、その件にはあまり言及しない形でお答えせざるを得ないのですが、最低制限価格につきましては、工事の品質確保が主眼となっておりまして、工事の内容に応じて設定されます。現在は、県では、85%~90%程度という水準の設定をさせていただいておりますが、やはり、それぞれの工事毎に内容に応じて金額水準が様々に設定されてございます。

この工事につきましては、建築工事の中の耐震改修工事でございますので、使用する資材、従事する作業員の作業ボリューム等が反映されるような形で設定されてございます。基本的には、ルールに従って設定されたものでございますから、この工事のみ特別に、価格を上げたり下げたりして設定しているものではございません。

# 【入札監理課主幹兼副課長】

資料1の3ページですとわかりやすいと思いますが、縦に条件付一般競争入札の工種別という項目が載っているのですが、ここで、一般土木工事の下から、建築、電気設備、暖冷房設備とあるのですけれども、いずれもその他の所謂土工事と言われるものに比べて若干、設備関係、建築関係の工事とは、実績として高い傾向にあると見ていただければと思います。

傾向として、そのようなことが統計上もあるということを見ていただければと思います。

### 【美馬委員長】

この工事は、公告が6月29日ということで割合早い、そういう意味で業者にその最低制限価格の設定が周知徹底していないという問題はありますか。

#### 【入札監理課長】

引き上げを行ったのが、2月に県としての工事の実施を決定したもの以降ということで、そのタイミングで「85~90%程度の水準に上げます。」ということを、皆様方にもお示ししております。

ただ、おそらく、各参加の企業さん方は、実際に失格になった事例やデータを集積され、最低制限がどのあたりの水準であるのかを参考にしながら、入札に参加される場合もかなりあろうかと思います。

そういった意味で、事例の集積が6月ぐらいですと、ちょうど年度始まりで最初の発注のピークを迎えた頃かと思いますので、そういう努力をされている企業にとっても、まだ十分に資料収集されていなかった時期ではあったろうかとは思います。

# 【美馬委員長】

おそらく、そういう問題があったのではないかという気はします。 6 月頃にどんどん入札結果が発表されていきますが、そこで結局失格になった案件を見て、おそらくこのあたりに最低制限価格が設定されているのではないか、そして、それを推理して、おそらく次から上げてくるはずだったのだと思います。しかし、6 月でしたので、少し早くなってしまい、このような失格の問

題が多数出てしまったという気はいたします。

他に、ご質問いかがですかね。

## 【藤田委員】

ただいまの案件の中で、参加資格としてその他の要件というものを設定してございますが、その他の要件とは、業者の方はご存じの事なのでしょうか。

#### 【田島高等学校】

こちらにつきましては、入札公告の時点で明示しておりますので、業者の方は皆ご存じでございます。

#### 【藤田委員】

20 ページの企業の実績要件を見ますと、何故か1者のみが該当しており、その他の方は全く入っていないのですが、入札参加する方は、当然、私たちには実績があると思って参加しているのではないかと思います。そのあたりについて、いかがでしょうか。

## 【田島高等学校】

1 番最初、企業の実績評価につきましては、落札後に確認するということなので、それ以外については、全てチェック済みではありますが、こちらについては一応、落札者ということで、田中建設についてのみ載せているという状況です。

#### 【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

入札の前の段階での参加要件は満たしているということですね。

他にいかがですかね。よろしゅうございますか。

それでは、5番目の耶麻農業高等学校の案件についてご説明願います。

# 【耶麻農業高等学校】

(資料5により説明)

#### 【美馬委員長】

この案件も、失格者が非常に多かったようです。また、下請業者数も結構多かったということですが、このあたりについては、どのように把握していますか。

## 【耶麻農業高等学校】

まず、6 者が失格ということでございますけれども、当日の入札案件につきましては、各業者 全員が是非落札したいと考えてしっかりと積算を行い、最低制限価格ぎりぎりのところで入札を してきた結果ではないかと考えております。

### 【喜多方建設事務所主幹兼建築住宅部長】

私の方から下請が13者ということのご説明をしたいと思います。

この件につきましては、先程から建築工事の件、ご説明いたしておりますが、建築工事それぞれの工種が専門化しておりますので、下請の数は多くなります。さらに、今回の場合、23 ページの工事概要に書いてございますが、特別教室ということで、特殊な教室ですので、中のしつらえ等につきましても、結構多岐にわたる部分がありますので、そういった工事の下請もやはり多く必要になってくるということで、13 者の下請となっています。以上でございます。

#### 【美馬委員長】

ありがとうございました。皆さん質問等ございますか。

## 【齋藤委員】

先程の、案件番号 3 と同じ質問ですが、これも入札参加者と一次下請業者が同じ 13 者ということで、全く同じ質問をさせて頂くのですけれども、これは、やはり重複しているということはございませんでしょうか。

あと、確かに魅力的な内容のため応札者が多かった、そのため落札率も低かったということな のでしょうが、そのような場合には、何らかのプラスアルファの要件で、それを加味するという ことはないのでしょうか。

もう一つは、ちょうどこの案件は13者と非常に多いものですから、オープンブック(施工体制事前提出)方式が適用されるような案件ではなかったということでしょうか。また、どのような場合にはオープンブック(施工体制事前提出)方式が適用されるのかということを教えていただきたいと思います。

## 【喜多方建設事務所主幹兼建築住宅部長】

一つめのご質問にお答えしたいと思います。参加者 13 者、そして、下請 13 者ということでございますが、重複はしておりません。数につきましても全くの偶然でございます。

# 【美馬委員長】

オープンブック(施工体制事前提出)方式の採用の基準があればということですが、どのようになっておりますか。

## 【入札監理課長】

オープンブック(施工体制事前提出) 方式のほうからご説明させていただきますが、オープンブック(施工体制事前提出) 方式につきましては、今のところ、工事全体の中から総合評価方式で行う工事を対象として、その中から抽出をして、選定してございます。

今回抽出された案件の中では、案件番号3番の案件がいわゆるオープンブック(施工体制事前提出方式)で行われたものでございます。

先程の受注意欲が高まるような工事でのプラスアルファの要件ということですが、特別、県で 工事を発注する際に、この工事は競争が非常に多そうだとかあるいは少なそうだということを事 前に計って、対応をするというような特別なことは行っておりませんので、工事の技術的な難易 度や特殊性に着目して条件を付加することはございますけれども、それ以外の部分で条件を付け 加えることなどはいたしておりません。

## 【美馬委員長】

よろしゅうございますか。他にご質問いかがでしょう。

それでは、一応説明が終わりましたので、ここで5分間休憩をとります。

14時41分頃から再開したいと思いますので宜しくお願いします。

### 【美馬委員長】

それでは、時間になりましたので、審議を再開いたします。

5件全てについて、説明いただきました。質問については、一応いただきましたけれども、これから意見交換に移りたいと思います。質問を含めても結構ですので、何か意見がございましたらいただきたいと思いますが、いかがですか。

事務局、今回の抽出は下請の問題を中心にして抽出いただいたのですが、その時に元請・下請の関係の正常化が重要なテーマなのですが、その時に2つの問題があるのではないかと思います。

1つは、丸投げと言いますか、元請が契約をするのみで、実質的には全て下請に仕事を回してしまうことは望ましくないということです。

もう1つは、最低制限価格を上げたということもありまして、それの恩恵を元請だけが受けて、 下請に波及しないのではないかという下請側からの強い要望がある。そこのあたりが、どのよう になるのかお答えいただきたいと思います。

まず、丸投げとは下請の関係から見ると、仕事の内容をどの程度下請側へ任せた場合、丸投げと考えればよいのでしょうか。今回は、50 %以上 75 %ぐらいでしたが、割合等も含めてお答えいただきたいです。

#### 【建設産業室長】

所謂、一括下請や丸投げと呼ばれていることについて、建設業法の中では禁止行為ではありますが、明確な規定がございません。元請が契約して、そこから下請に頼む、そこを全て請け負うことが丸投げ・一括下請というイメージだと思いますが、そこに元請の社員がおりまして施工計画をし、資材の手配をして、現場を見ているようなことになりますと、それは丸投げや一括下請ではなく、普通の元請・下請関係となるかと思います。

#### 【美馬委員長】

その時の、ここで書いてある一般的な下請の比率は、それがどれぐらいのものを言うのでしょうか。

# 【建産業室長】

下請の比率についても、今のところ明確に何%以上とは示してございませんので、そのあたり

が法律的に難しい点もあるのかと思います。

## 【美馬委員長】

私たちが心配していることは、この案件は丸投げではないのかと疑問視された場合に、抽出案件等で、その実態が分かれば良いのではないかと思うのですが、そのあたりの見通し等はあるものなのか、もはや実態を見てみなければ分からないものなのでしょうか。この数字だけからでは分からないものなのでしょうか。

#### 【建設産業室長】

仰る通りでございまして、何%等の取り決めが無いという話を申し上げました。

そして、もう1つは法律的に先程、建設業法の中で一括下請の禁止ということでございましたが、今までその条項で指導・監督処分というものがおそらくなかったのではないかと、それだけ、非常に断定することの難しい範疇であると考えられます。そのため、仮にここで 70 %、75 %以上の下請だとしても、それが一括下請や丸投げにあたるのかということは、なかなか断定しづらいところであると思っております。

# 【美馬委員長】

事務局、もう1つの問題で、元請の最低制限価格を上げたにもかかわらず、これを下請に出す 時も入札に応じて下請にも厳しい場合が考えられる。その恩恵が下請に波及しているかどうかと いうことは、どのような資料を見れば分かるのでしょうか。

#### 【建設産業室長】

資料としては、福島県の発注している工事につきましては、施工体制台帳という形で元請がどこの会社にどういったものを下請にしているというものを出していただいておりまして、それをチェックすることとなっております。

しかしながら、下請いじめをしていることが分かるものがあるかどうかというと、そこが民間と民間の契約でございますので、発注者といえども、そこまで足を踏み込むことは、少々難しい部分があるのかもしれません。

### 【美馬委員長】

この監視委員会がその台帳をチェックすることは、可能なのでしょうか。もし、それが可能ならば、そのようなことまで含めて、この委員会で一定の方向を出せば、それが分かるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

## 【入札監理課長】

入札制度等監視委員会の所掌事務の範囲といたしましては、入札の契約制度に関することとなってございまして、施工体制台帳そのものは、施工管理に関係してくる部分だと思いますので、直接的に施工体制台帳の制度のあり方等をこの委員会で審議していくということは少し外れてくると思います。

先程申し上げましたが、民間企業同士の契約関係が含まれた資料でございますから、台帳そのものを一般公開の元で審議していただくということは難しいとは思います。ただ、例えば入札制度に関係してくる部分ということで、最低制限価格引上げの効果が、下請にどのような形で反映されているのか、その実態を把握するため、その資料をチェックする観点から、ご覧いただいた上で、委員の皆様にご意見をいただくということは可能だと思います。

# 【美馬委員長】

この委員会も昨年から元請と下請の関係の適正化に取り組んでいます。そして、下請業者の意見を聞く際には必ず、「下請は大変だ」「今回の最低制限価格の要するに底上げもほとんど下請の方には恩恵が回ってこないという不満が強くある」「この委員会としても最低制限価格を上げるにあたっては、下請への一定の波及も要望したい」というスタンスでおりました。そのあたりについては、この委員会としても、実際に元請・下請関係の適正化がしっかりと果たされているのかどうか知るために、やはり、施工体制台帳についてはチェックする必要があるのかとも思います。

そして、もう1つ重要な点は、この委員会が施工体制台帳をしっかりとチェックすることが制度として確立すれば、元請も下請いじめともいえるような、悪どいことは控えるのではないでしょうか。そのような意味でのプレッシャーをかけるという行為は効果があるのではないかと思うのですが、事務局、どうでしょうか。

#### 【入札監理課長】

この委員会が直接そのような形で抑止効果を発現させる、あるいは、発注者側である県が元請への抑止効果を含めた形で、例えば、抽出して実態を調査し、何らかの意見を申し上げることも考えられると思います。そういった観点から、引き続き皆様方でそのような観点についてもご議論いただければと思います。

#### 【美馬委員長】

はい、どうぞ。

#### 【安齋委員】

当委員会は、入札制度に関する審議が仕事で、我々のなかの仕事の課題といえば、要するにオープンブック(施工体制事前提出)方式です。4年前に提案したのですけれども、まだ、遅々として進んでいないようですので、これを拡大していただければ、委員長の心配もなくなるのでないかと思います。そのような意味でも、オープンブック(施工体制事前提出)方式の拡張等、更に拡大はできないのでしょうか。

# 【美馬委員長】

元請・下請の関係の適正化をするのには、オープンブック(施工体制事前提出)方式が有効ではないかということですが、いかがですか。

#### 【入札監理課長】

オープンブック(施工体制事前提出)方式につきましては、再三に渡って安齋委員からは、そのようなご意見を頂戴してございます。何度か申し上げていますように、入札書提出時までに下請の企業、あるいは下請契約の金額を確定してもらわなければはならないという部分がございます。そのため、全ての工事についてそのような対応をするということは、かなり参加者側の負担が大きいという意見をいただいております。また、県の側もそれを確認、チェックしなければいけないので、入札執行あるいは入札後の確認の体制という部分がございまして、大きく拡大することは、今のところ困難な状況にはございます。しかし、抽出を行っている中で、抽出対象を増やしていければとは思っております。

#### 【安齋委員】

前にも申し上げたと思うのですが、宮城県で開発した手法であるオープンブック(施工体制事前提出)方式については、この程度ならできるという判断で宮城県でスタートしました。そのため、私も聞いた際に特に大変な制度なのかと思いましたけど、当面、手に余るような制度ではありませんということで、4年前に提案したそうで、もう少し手続きを拡大したほうが良いと思います。別に全てを対象にして欲しいというわけではありません。

# 【美馬委員長】

拡大の方向は、この元請・下請の関係の適正化の役に立つのではないかという意見だと思います。

## 【齋藤委員】

安齋委員の意見とほぼ同じなのですが、この元請・下請の関係が問題とされるのは、総合評価 方式だけではないと思います。そのため、例えば、全ての案件を網羅してその中からランダムに、 どれが選ばれるか分からないけれども、必ずいずれかの案件が抽出される体制ができあがれば、 業界全体では、常に、もしかすると自分のところに調査が入るかもしれないという気持ちを抱く ようになり、下請いじめと呼ばれるものががなくなる等、メンタル面でのプレッシャーを与える 効果があるのではないでしょうか。

# 【美馬委員長】

オープンブック(施工体制事前提出) 方式、総合評価方式だけではなくて、もう少し、一般のものについても、この委員会で抽出し、検討することにとなれば、効果があるのではないかという意見だと思います。

今日は抽出案件が主でして、抽出案件につきましての意見はいかがですか。今回5件に関してはいかがですか。

# 【芳賀委員】

まず、1点、安齋委員からもお話しありました。施工体制事前提出方式の件について、先程、 事務局側でご説明した通りではあるのですが、業界側からは、次のような事が大きな声として上 がっております。例えば、施工体制図について下請を A・B・C というような形で事前に届け出を したことにより、縛りが発生します。その縛りとして、発注時期として、入札が 6 月に行われ工 事に実際取りかかるのは 8 月くらいになる、そういったところまでしっかりと下請等に事前に知 らせておいたとしても、下請企業の皆さんも営業をしている為、その決められた工事に向けてそ の時期の予定を空かせておくことが難しい方もいらっしゃるようです。

## 【美馬委員長】

今の話からすると、なかなか、事前に届けていた通りにはいかないということですか。入札者 側からは、そのような問題があると言うことですね。

例えば、入札者が異なってもよい、金額的に、無理をしていないかどうかという事は、結果の ところで、資料として収集できますか。

## 【入札監理課長】

オープンブック(施工体制事前提出)方式に限らず、先程申しましたように、施工体制台帳あるいは、工事においては下請通知書という形で下請契約の金額は、県のほうで把握できるような仕組みとなってございます。そのため、本日、非公表用資料として皆様方に配布させていただいておりますものも、そういった資料から、データを抽出して皆様方にお示しさせていただいているものです。基本的には、工事を発注して、ある程度の時期が経ちますと下請契約が確定した段階でこちらでも金額等を把握できますし、また、工事が終了したのちに、実際に支払いがあった金額がどのようになっていたのか等も含めて最終的なご報告をいただくようになってございます。

## 【美馬委員長】

と言うことはですね、先程出ました、施工体制事前提出方式(オープンブック方式)で、当初の事前に提出されたものと結果とは異なっても、入札者はそれほど問題とはしないということですか。

## 【入札監理課長】

大きく異なる場合には、問題となります。しかし、例えば、A 者に予定はしていたのだけれども、A 者が別な工事を受注してしまって対応できなくなり、そのために B 者に変えたというような、事情として理解できるものであれば、認められる仕組みとなってございます。

## 【美馬委員長】

つまり、特別な理由がない限りは、その事前の提出どおりに行われなければならない。それが 大原則ということですね。

### 【入札監理課長】

基本的には、提出いただいたとおりに施工していただくというものでございます。

#### 【美馬委員長】

そのような仕組みとなっているそうでございます。いかがですか。

## 【芳賀委員】

案件が違うのですけれども、2点お尋ねしたいと思います。

先程、耐震構造関係で学校関係の構造物で、各委員の方々から意見が出ていましたけれども、 建設構造物というものは、多くが重層構造システムで成り立っております。そのため、建設生産 システムというのは、下請でも建築などの場合ですと、専門分野ごとに工種が分かれております。

当然ながら、一企業が建設業の全てを抱えている状態にはなりえません。例えば、私が建設会社をやっていれば、技術者等は当然ながら確保しているわけですが、それ以外の部分部分、工種工種により、それぞれを抱えているということは一般管理上からも出来ません。そのため、逐次そういう方を手当てするという形になります。そこを考慮した場合、当然ながら、下請構造は広くなっていきます。そして、裾野自体も1次から2次下請というように落ちざるを得ないという部分があります。

その件で、事務局にお願いと言いますか、十分知っておられる方々だとは思うのですが、一度 そのような事の、勉強会のようなことの実施について、考えてみてはどうでしょうかということ で、まず 1 点。構造的にそのようなシステムになっておりますので、ちょっとした勉強会を行っ ても良いのではないかと思い、ご提案させて頂きました。

また、全く違う意見なのですけれども、先程、安齋委員からも話題として出ましたけれども、

前回、各団体に対してヒアリングを行い、様々な意見が出ましたが、私としては納得のいかない と感じたものや、意見によっては間違っていると感じたものもありました。

今後、そういった内容について、具体的にはどのように事務局としては検討を考えられていらっしゃるのでしょうか。検証しながらという、先程課長のお言葉がありましたけれども、現在、1つの目標としていること、または取組みについて、差し支えない範囲で構いませんので、お教えいただければと思います。

## 【美馬委員長】

ただいまの意見で、最後の部分のお話は、要するに元請・下請の関係の正常化の問題でしょうか。

# 【芳賀委員】

全体的なことです。

## 【美馬委員長】

全体のことは、どのような事なのでしょうか。

#### 【芳賀委員】

元請・下請の問題でございます。それと、その他のヒアリングした内容の中で出てきた意見について、事務局として検討していこうということがあればです。

#### 【美馬委員長】

ヒアリングの問題の件ですね。わかりました。どうぞ。

#### 【入札監理課長】

まず、先程の下請の重層構造等の状況、業界の実態についての勉強会というお話ですが、下請とは実際どのような形でなされているのかという資料等がありましたら、次回以降の監視委員会の場で、ご説明する機会を設けさせていただければと思います。

例えば、現場の元請の役割として、どのような部分を担っているのか、下請としてはどのような形で行われているのか、ということ等について、ご説明をさせていただければと思います。

また、2つ目の前回の意見交換を受けて検討していること、動きについては、意見交換でいただいた意見も参考とさせていただいており、また、今回も示させていただいておりますような各月の入札の結果などを踏まえまして、改善すべき点について、今分析を重ねているところでございます。今は、例えばこのあたりをこの方向性というお話をこの場で申し上げられる段階ではございません。お答えできる状況になりましたら、改めて皆様方に、私どもの考え等を、申し上げた上でご意見を頂戴できればと思っております。

### 【美馬委員長】

その後半部分について、前回の意見聴取の結果につきましては、是非まとめて、そして、その 対応策等の検討状況については、早めに皆さんにお配りいただきたいと思います。 他にいかがですか。

## 【安齋委員】

意見ではなく、質問に戻ってしまうのですが、事例の3のケースについてです。

総合評価方式の場合の、入札業者の順位の書き方についてですが、この資料を見ると第6位になっており、この6位とは、失格基準金額の失格者をいれた場合の順位だと思いましたが、これが正しい表記ということでよろしいですか。それとも失格者がいる場合には、それを除いて順位づけを行うのでしょうか。失格者を除くと第5位になると思われますが、どちらが正しいのでしょうか。

# 【入札監理課長】

申し訳ございません。この資料につきましては、通常は、ここに順位は付さないで発表してございまして、今回は、委員の皆様方の参考のためにこちらに手書きで付け加えさせていただいたものですので、どちらが正しいということではなくて、単純に金額順に付けさせていただいていたということでございます。

# 【安齋委員】

続けて同じ事例 3 について、13 ページの内容なのですが、完成工期が 23 年 6 月 16 日で年度を跨っているのですが、これは問題ないのでしょうか。

### 【県中建設事務所】

これは、債務負担行為で2カ年に渡って発注した工事でございます。

## 【安齋委員】

事例の 4 番と 5 番について、事後審査方式を採用した為、20 ページの例で言いますと、全ての業者に○×をつける必要はなかったのではないでしょうか。事後審査方式を導入したはずなのでしょうが、これではまるで、事前審査方式のようになってしまっています。このことについて、教育庁が行ったために、そのあたりを理解しないままで行ってしまったのかという気がいたしましたが、どうなのでしょうか。

#### 【入札監理課長】

仰るとおりでございまして、事後審査方式ということで、入札参加資格の確認は、落札候補者、つまり、通常であれば 1 番安い金額を出した方だけ、行うこととなってございます。今回このようになっておりますのは、学校等での入札は、年に何回かしかないものですから、いろいろと事前の準備等をし、参加者の資格を確認しておりましたので、○がついているということでございます。

# 【安齋委員】

そのようなことも思いはしたのですけれども、もしかすると、周知していないのではないかと少し疑っておりました。続けて、もう1つ質問させていただきます。

#### 【美馬委員長】

はい。

#### 【安齋委員】

業者側の意見を聞きますと、最低制限価格を引き上げて欲しい、と毎回、要望として上がるかと思います。

そこで、我々もやむを得ず引き上げましたが、引き上げたにも関わらず、これだけ失格者がでてしまうということから、私としては、結果的には引き上げなくても良かったのではないかと思いました。最低制限価格の引き上げを行わなかった方が、経費が安く、良い工事ができるのではないかという気がいたしました。また、そのことで先程、事務局の方は、その新しい引き上げが2月か3月に行われ、それが6月でまだ学習効果がなかったということで説明していますけれども、そのようなことは、説明にはならないと思います。

業者が必死になって入札しているはずですので、結果的には、最低制限価格を我々が引き上げなくても良かったのではないかという反省がどうしても残ってしまいます。そのあたりはいかがでしょうか。

### 【入札監理課長】

最低制限価格の引き上げにつきまして、基本的には、工事の品質確保のために、水準の設定にあたって、前回2月の引き上げの際には、入札結果の状況や、あるいは他県の状況、国の状況、さらに、県内の実際に入札に参加されている建設企業さんの営業状況なども踏まえた形で、水準を決めさせていただきました。

そういった意味では、経済状況が引き続き厳しい中で県内建設企業の営業利益率が東日本でも 最下位だったという状況も考慮に入れた中で水準の設定をさせていただいております。

私どもでは現在、引き上げた水準での入札が今後どのように推移していくのか、もう少し状況を見た上でないとなかなか判断ができないと考えております。

# 【美馬委員長】

業者の自覚が足らないと。

# 【安齋委員】

簡単に聞きますけれども、逆に言うと 6 月くらいだと、入札最低制限価格の算式は公表しませんので、それが読めないため、結局このようにばらついてしまうのでしょうか。

#### 【美馬委員長】

おそらく、そうでしょうね。

## 【芳賀委員】

各企業それぞれ、ソフトというものを持っていて、これを大体あれしていきますと、最低制限 価格が掴めないため、掴めないからまぁこの辺だなと札を入れて、あと数字的なちょっとしたミ ス等だと思われます。

#### 【美馬委員長】

よろしゅうございますかね。他にいかがですかね。

## 【芳賀委員】

いわゆる元請・下請関係の中で下請いじめという話でましたけれども、例えば、この資料の2ページ、案件番号4番を見てみますと、解体工事であるとかあるいは型枠工事であるとかというふうに、このくらいの金額で入れているんだ、おろしているんだということが出ているわけですけれども、逆にこれが大体県の方の設計書と合うのかどうか、どのくらい誤差があるのだろうかといったようなことなどは、建設産業室か入札監理課かは分かりませんけど、試算などはされているのでしょうか。

## 【美馬委員長】

妥当な金額だということですね。

## 【入札監理課主幹】

ただいまのご質問ですけれども、妥当な金額について元請が掴んでいるいろいろな工事毎の金額というものがありまして、それにあわせて下請がそれぞれ分担して行うときの金額、その中でやはり、金額ごとに下請が分担するその部分、金額、数量それとあと元請が持っている金額が必ずしも合致しない、それと、設計の方で持っている金額も合致しないということで、なかなかそこのところは、的確に掴むということは困難な状況でございます。

#### 【美馬委員長】

私も事前に聞きましたけれども、それはやはり、民間企業毎の契約の問題なので、そこの妥当性については、なかなか発注者側も意見は言えないというような話でございます。

#### 【芳賀委員】

例えば、型枠等という場合に、監視委員会で出た話の中に平米単価がどうだというような声が 出ています。そうすると型枠だけ、単純に一例として、1平方メートル当たり単価いくらと単純 に出せるのかということです。主幹が仰ったようなことも分かりますけれども、出せるわけなの だから、その県から公表しなければ、適正かどうか、これはおかしいよと常識的なものでもわか るのではないかなと、私は推測いたしております。

## 【美馬委員長】

どうでしょうか。大体決まりきった標準的なものは分かるのではないか、そこから要するに異常といいますか、下請いじめになっているようなものが一定程度あぶり出せるのではないかという意見ですけれども、いかがですか。

### 【入札監理課主幹】

ただいま、意見がありましたけれども、全体的なものといいますか、型枠とか特定であればそのようなものも一応考慮はできるのですが、実際は、規模等も違いますし、経験的には、確かにこの工事でしたら、延長当たりいくらかということや、1平方メートル当たりいくらとかという掴みは確かにできまして、それに基づいて大幅な違いがある場合は、やはり違うと判断することはできますけれども、それがどの程度なのかということもありまして、的確に不適正かどうかを判断するかについては、かなり難しいものと思っております。

# 【美馬委員長】

そうですね。私の聞いたところによりますと、ある仕事については、厳しく採算が取れないようなものもありますが、他の事業でそれらの埋め合わせもしてもらえるというような問題もありますので、案件ごとに、これは下請いじめだというように一律に決めるわけにはいかないのではないかという話は、聞いたことがあります。

しかし、この委員会の元請・下請の関係を正常化したいという方針としましては、それらのことを調べてみなければ、何とも言えないという状態では、少し困るという面もあるかと思います。 他に意見いかがですかね。

## 【齋藤委員】

落札した企業が下請に出すわけですが、その際に、元請の系列のようなものがあり、だいたい、いつもルート付けられたところに元請・下請が流れていくのか、それとも、下請企業がプールされており、そこの中から、例えば、見積り等をもって、その中で一番安いところに仕事を出すようなやり方を行っているのか、どちらなんでしょうか。

#### 【建設産業室長】

ただいまのご質問の内容につきましては、どちらもあり得ると考えております。

かつては、元請企業の下には、常に大体、働いてくれる下請企業がいるような形がずっと続いておりましたが、事業量の削減などに伴って、その構造が変わってきております。

今は、そのような形が残っている企業や、もっと安い下請企業を見つけたい元請企業は、安くやりますと言った企業と契約する形をとる企業もあり、昔の体制とは変わりつつあるということです。

## 【美馬委員長】

過渡的でございますか。

#### 【齋藤委員】

元請につきましては、低入札価格の基準の引上げや、総合評価方式によって、ある程度見てもらえる、担保されているということもありますが、下請になりますと、今度は過当競争で、安くてもとにかく仕事がありさえすればよいという企業もいると思われます。安いので請け負って下請せざるを得ないということになりますと、いくら元請をよく待遇してあげても、少しも、元請・下請の関係は改善されないのでないかと感じているのですけれどもいかがでしょうか。

### 【建設産業室長】

そのあたりにつきましては、当然、我が方でも承知しております。何とか下請企業側にも、入 札制度を変えたことによる恩恵が行き渡るように、建設業界の方々との意見交換等を定期的に行 っており、そのようなときにも要請はしております。また、業界の方々もできるだけそのように していきたいという考えをお持ちのようです。ただ、それがなかなか行き渡らないということも あるようでございます。

# 【美馬委員長】

難しい問題でして、元請と下請の関係が非常に硬ければ、恩恵が下まで下がってくるのでしょうが、その関係が切れてしまい、今度は下請同士で競争しだすと、安く安くとなり、自ら自分の首を絞めるような形で、下請が安値受注をすることになる。元請の意向ではなくて、下請自身の意識改革をしていかなくてはならないという問題が、おそらく出てくるのではないかという気はいたします。

そういった意味で、元請・下請の関係は昔に比べるとタイトではなくて、ルーズになってきており、下請同士で競争する比率が高いのかもしれません。

これが結局、下請が、なかなか浮かび上がってくることができない理由となっているのかもしれません。

# 【芳賀委員】

下請の場合、今は元請もそうですが、供給過多構造であることは間違いなく、下請構造もまた 同様であります。所謂、かつての元請・下請関係とは、フレンドリーな関係で、ほとんどの企業 が元請のところの何々会というようなひとつの組織形態を持っていたわけです。

ところが、現在はそうではなく、そのような部分もありますが、そのシステムが壊れてきており、見積り等を様々な企業からとり、そして、例えば、特別に下請してもらいたい企業があれば、その企業に対して、他社はこの値段で出しているが、そちらの企業は出すことができるのか、というような形でのしわ寄せがかなり行われていると聞いております。

そのため、そのようなことを是正するためには、どのようにするべきなのかというと、県などから、団体等へ、業界が周知してほしい、指導をして欲しいという形で流れてくるのですが、前にもお話しましたけれども、もう一歩踏み込んで、民民だからということでは、私としては解決はなかかな難しいのではないかと思います。このように、供給過多の構造の中では、そのようなことが大事なのではないかと思います。

# 【美馬委員長】

なかなかいい案は、無いようでございますけれども、実情はそのようなことのようでございます。

他にいかがですか。今日の抽出案件について、いかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、審議事項の抽出案件は終わりに致しまして、次に「各委員の意見交換」に移りたい と思います。 それ以外で、意見がある方は、ご発言願いたいと思いますが、いかがですかね。

#### 【影山委員】

ここのところは非公開ですか。公開ですか。

#### 【美馬委員長】

公開中です。

## 【影山委員】

そうですか。

1点目は、先程の元請・下請の関係に絡んでのことです。今現在、福島県元請・下請適正化指導要綱というものが県にありまして、これで、元請・下請関係を一定程度整備されている。当然、今年も価格の見直し等もありました。要綱とは、法律的な規制力はありませんが、その要綱である程度、元請・下請関係の適正化を求めていくということです。

また、要綱自体が元請と下請の事業所の方々にどれほど周知されているのでしょうか。このことには、元請・下請、各事業所の方に要綱の内容の周知が徹底されていないといった問題も孕んでいるではないかと思います。

あと、下請を救済するというところでは、下請 110 番という制度がありますが、どのように活用されており、具体的に、出動された案件はあったのかどうか、実体的に、現場段階でどのように機能をなされているのか、こういったところを少し教えていただきたいです。監視委員会にて聞いてよろしい事項かは定かではありませんが、分かる範囲で結構ですので、お教え願えればと思います。

### 【美馬委員長】

まず、要綱が元請・下請両面できちんと尊重されているかどうか、あるいはそれを実行させる ための、尊重させるための何か方策があるのかどうか、そのあたりを含めていかがですか。

## 【入札監理課長】

要綱につきまして、基本的に、私どもは元請とのみ契約となりますが、その元請が下請と契約、 あるいはその下請が二次下請、三次下請と、それぞれに契約していく際に、まず、県の元請・下 請の適正化の要綱を遵守していただく形での契約締結をそれぞれしていただけるように、元請に は求めてございます。

つまり、元請が下請と契約締結する際は、元請・下請の要綱を遵守するように求めますし、またそこから、二次、三次に降りていく際に、同じように遵守を求める形での契約を締結をしていただくように、元請を通じて行うような仕組みにしてございます。

ただ、そのような体制となっておりますが、ただいま、委員からお話いただきましたように、 実際、どの程度理解して行っているのかというアンケート調査等まではしておりません。

しかし、基本的に、契約手続きをするにあたっては、ご説明しましたとおり行っていただいておりますし、特に、重要と思われるポイントにつきましては、契約の際に、そのような点について遵守されたか、というチェックリストを一次下請と二次下請の契約、二次と三次の契約の際の要綱を遵守していたかどうかそれぞれ記入し、提出していただくようにしております。そのため、要綱に従った形で契約が締結されるような仕組みとさせていただいております。

次に、要綱そのものの法的規制との関係でございますが、特に、要綱上重要なポイントにつきましては、基本的には、建設業法で法令自体で縛りがかかっている部分がございまして、例えば、不合理な金額での契約を強いることのないようにである等、そういったことにつきましては、建設業法上、そもそも縛りがあります部分を要綱で掘り下げて、適正化をお願いしているということでございます。

最後に、下請 110 番につきましては、これは残念ながらという言い方がよいのかどうかは分かりませんが、まだ、一件も実際に発動された例はございません。以前、照会がございまして、調査を仕掛かったのですが、それは依頼元の方から、それ以上はもう調査は必要なくなりましたというお話がありまして、途中で中断したという事例がございましたけれども、今現在のところはそのようなことはございません。

ただ、前々回くらいのお話だったかもしれませんが、以前にも下請との意見交換会の際に、元請・下請の関係が通常であれば尊重したいので、下請側は元請の要望をできるだけ呑んでいく形になっているのでしょうけれども、その関係が破綻してまで、下請がどうしても要望にはお応え

できない、あるいは、現在困ってしまっていますということになった場合に、この下請 110 番に ご連絡いただければ、そこを救済できるような、いわゆるセーフティネットの部分があると考え ております。

## 【美馬委員長】

セーフティネットにかかってこないということのようですね。そのような制度が、あること自身が一つのチェックにはなるかもしれませんけれども、実際には、なかなかそのような事態は起きてないということですね。やはりそれは、下請が思い量って、遠慮しているということは、明白だと思います。

#### 【影山委員】

そこに解決策を求めていくしか現在の制度上ないと思われます。そこのところをやはり、条例 に向けた結果を結び付けていきたいです。

例えば、前回も申し上げているとおり、公契約条例の制定も、今月12月には川崎市で条例制定となりました。そういったところで公正な取引が展開されるようなところを法的に議論すべきであり、やはりこちらのように、全くの自由主義の中では、議論しても、解決策にはならないと思っております。

# 【美馬委員長】

このままでは、やはり解決はつかないのではないか、要するに、何らかの行政機関のバックアップというようなものを活かす仕組み作りを考えなければならないのではないかということだと思うのですが、どうでしょうか。

## 【入札監理課長】

やはり、何度か申し上げておりますように、民間企業同士の契約とは、基本的にそれぞれ、両者の合意で行われているものでございます。そのため、県の立場といたしましては、元請に対する発注者側の立場として、工事を引き受けた元請がその工事を施工するにあたり、どのような形で下請契約を締結するかのところに、発注者として手を出していくことは、かなり、慎重に検討していかなければならない問題であろうと思っております。

ただ、皆様方から議論をいただいておりますが、今の経済情勢や、これまでの建設工事等の発注がかなり減少して供給過多と言われているような状況にあるということも踏まえますと、我々としても、そういう中でもできる対応はやっていければという考えを持っておりますので、下請の団体の方からも大変厳しい状況であると伺っておりますので、そのあたりはいろいろと、どのような対応が可能なのかも考えてまいりたいと思っております。

### 【美馬委員長】

次回の抽出案件等の問題もありますけれども、元請・下請の問題は、今後も継続して検討して いきたいと考えております。

他に、意見交換したい事項はございますか。よろしゅうございますか。 それでは、「その他」に移ります。委員の皆さんから何かございますか。

#### 【各委員】

(特になし)

#### 【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

それでは、事務局の方から何かございますか。

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定、並びに抽出委員の指名をお願いいたします。

## 【美馬委員長】

はい。次回の抽出案件ですが、期間、抽出テーマ、そして抽出委員を決めるということでございます。抽出テーマについて、是非、これを取り上げてほしいというテーマはございますか。 それでは、事務局の方から提案がありましたらお願いします。

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

元請・下請関係に着目した入札結果の検証というのは、今回が初めてですが、委員長を始め委 員の皆さまから、元請・下請関係の適正化に向けて、委員会として、あるいは県として何ができ るのかということで、今回たくさんの御議論をいただきました。そのため、引き続き、下請比率 の高い案件について御審議いただければ、検証いただければと考えております。

なお、審議対象期間ですが、通常ですと9月から12月までの第三四半期ということになるのですが、竣工後の下請報告といったものが間に合わないということにもなりますので、対象期間を広げまして、今年度の4月から12月までの期間を対象としてはどうかと考えております。

その際、案件は膨大になりますので、低入札案件等といった、絞り込む条件等を考えまして、 次回の抽出委員の方にお示ししたいと考えております。

## 【美馬委員長】

ただいま事務局の方から説明がありましたように、引き続き、元請・下請の関係の適正化の問題を取り上げたいと思います。また、テーマとすれば、できれば先ほども話がありましたように、実際に完了した工事について、下請がどのような実態になっているのか、下請報告書も提出してもらえるような形で抽出案件として取り上げたいと思います。おそらく、その場合には非公開で行うことになるかとは思いますけれども、そのあたりまで踏み込んだ形で元請・下請の関係を検討したいと思います。

そして、抽出委員については、橘委員と芳賀委員の順番となっておりますので、お願いしたい と思います。よろしくお願いします。事務局、他に何かございますか。

# 【入札監理課主幹兼副課長】

次回の委員会等の日程調整のために、お手元に2月までの日程調整の確認表を配布しております。御手数ではございますが、12月28日火曜日までに事務局へ御提出をお願いできればと思います。

## 【美馬委員長】

ありがとうございました。委員の皆さん、よろしくお願いいたします。本日の議題は、これで終了といたします。ご協力どうもありがとうございました。

## 【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、「第30回福島県入札制度監視委員会」を閉会いたします。ありがとうございました。